

【参考】管理運営基準の比較表（イメージ）

現在の基準【条例】

HACCP導入型基準

1 食品取扱施設等における衛生管理
(1)一般事項
(2)施設の衛生管理
(3)食品取扱設備の管理、保全等
(4)使用水等の管理
(5)ねずみ族及び昆虫の対策
(6)廃棄物及び排水の取扱い
(7)食品衛生責任者
(8)危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成
(9)製品説明書及び製造工程一覧図の作成
(10)食品等の取扱い [原則 1-6]
(11)管理運営要領
(12)記録の作成及び保存 [原則 7]
(13)回収及び廃棄
(14)検食の保存
(15)情報の提供
(16)保健所長への報告
2 食品取扱者等の衛生管理
3 食品取扱者等に対する教育訓練
4 食品等の運搬
5 食品等の販売

従来型基準

1 食品取扱施設等における衛生管理
(1)一般事項
(2)施設の衛生管理
(3)食品取扱設備の管理、保全等
(4)使用水等の管理
(5)ねずみ族及び昆虫の対策
(6)廃棄物及び排水の取扱い
(7)食品衛生責任者
(8)食品等の取扱い
(9)管理運営要領
(10)記録の作成及び保存
(11)回収及び廃棄
(12)検食の保存
(13)情報の提供
(14)保健所長への報告
2 食品取扱者等の衛生管理
3 食品取扱者等に対する教育訓練
4 食品等の運搬
5 食品等の販売

営業者が実施すべき管理運営基準は、上記のいずれかの基準によるものとする。

新基準【省令】 ※令和3年6月1日以降

√HACCPに基づく衛生管理

【一般衛生管理】
(1)食品衛生責任者等の選任
(2)施設の衛生管理
(3)設備等の衛生管理
(4)使用水等の管理
(5)ねずみ族及び昆虫の対策
(6)廃棄物及び排水の取扱い
(7)食品取扱者等の衛生管理
(8)検食の実施
(9)情報の提供 ※「都道府県知事等への報告」を含む
(10)回収・廃棄
(11)食品等の運搬
(12)販売
(13)食品取扱者等に対する教育訓練
(14)その他…記録の作成及び保存

+

【HACCPに基づく衛生管理】
(1)危害要因の分析 [原則 1]
(2)重要管理点の決定 [原則 2]
(3)管理基準の設定 [原則 3]
(4)モニタリング方法の設定 [原則 4]
(5)改善措置の設定 [原則 5]
(6)検証方法の設定 [原則 6]
(7)記録の作成 [原則 7]

対象となる事業者

- ・ 右記「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の対象、及びHACCPに沿った衛生管理の実施が任意の事業者以外

√HACCP に沿った衛生管理の実施が「任意」

該当事業者（公衆衛生に与える影響が少ない営業）

- ・ 食品・添加物の輸入業者
- ・ 食品・添加物の運搬・貯蔵のみを行う営業者（食品の冷凍又は冷蔵業は除く）
- ・ 容器包装に入れられ、または容器包装で包まれた食品・添加物のうち、常温で品質が長期間劣化しないものを販売する営業者
- ・ 合成樹脂以外の器具・容器包装の製造業者
- ・ 器具・容器包装の輸入・販売業者

√HACCPの考え方を取り入れた衛生管理

【一般衛生管理】
(1)食品衛生責任者等の選任
(2)施設の衛生管理
(3)設備等の衛生管理
(4)使用水等の管理
(5)ねずみ族及び昆虫の対策
(6)廃棄物及び排水の取扱い
(7)食品取扱者等の衛生管理
(8)検食の実施
(9)情報の提供 ※「都道府県知事等への報告」を含む
(10)回収・廃棄
(11)食品等の運搬
(12)販売
(13)食品取扱者等に対する教育訓練
(14)その他…記録の作成及び保存

+

【HACCPの考え方を取り入れた衛生管理】
(1)衛生管理計画の作成、従事者への周知徹底
(2)必要に応じて手順書の作成 例：掃除のやり方や消毒薬の希釈など、統一が難しい作業などのマニュアル
(3)実施状況の記録
(4)定期的検証（衛生管理計画・手順書の効果）

※各業界団体が作成し、厚生労働省が確認した手引書を参考に、簡略化したアプローチによる衛生管理を実施

対象となる事業者（小規模な営業者等）

- ・ 製造・加工等した食品の全部または大部分を、隣接または併設する店舗で小売販売するもの  
例：菓子の製造販売、豆腐の製造販売、食肉の販売、魚介類の販売など
- ・ 飲食店営業者（学校、病院など給食施設を含む）
- ・ 喫茶店営業者、そうざい製造業者
- ・ パンの製造業者（消費期限が概ね5日程度のもの）
- ・ 自動販売機により調理された食品を販売する営業者
- ・ 容器包装に入れられ、または容器包装で包まれた食品のみを貯蔵・運搬・販売する営業者
- ・ 食品を分割して容器包装に入れ、または容器包装で包んで販売する営業者  
例：米屋、八百屋、コーヒーの量り売り等
- ・ 食品の取扱いに直接従事する者が50人未満の製造・加工等の事業場